

町田市行政不服審査会
2018年度第14号事件
(審査請求人 ○○ ○○)

2021年11月18日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市行政不服審査会
会 長 野 村 武 司

2019年2月26日付け18町総法第135号(2018年度第14号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という。)が2018年9月19日付けで処分庁町田市長(以下「処分庁」という。)に対して行った個人情報訂正請求に対して、処分庁が2018年10月10日付け18町道管第964号、同第965号、同第966号、同第967号、同第968号及び同第969号をもって行った個人情報非訂正決定処分は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は処分庁が2018年10月10日付け18町道管第964号、同第965号、同第966号、同第967号、同第968号及び同第969号をもって行った個人情報非訂正決定処分を取り消すとの決定を求めた。

第3 本件事案の経緯

1 審査請求人は、町田市個人情報保護条例(以下「本件条例」という。)第22条の規定により、2018年9月19日に「個人情報開示等請求

書」で、処分庁に対し「要望対応票16-1881」（以下「本件対象文書1」という。）及び「要望対応票17-7997」（以下「本件対象文書2」という。）を対象文書とし、別表1のとおり訂正を求めた。

2 処分庁は、市の記録に誤りがあると確認しうる他の客観的記録が存在しないことを理由として、非訂正とする決定をし、2018年10月10日付け18町道管第964号、同第965号、同第966号、同第967号、同第968号及び同第969号「個人情報非開示等決定通知書」により、審査請求人に通知した。

3 審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という。）に対して、上記処分を不服として2018年10月18日に「審査請求書」により審査請求を行った。

4 処分庁は、2018年12月25日付け18町道管第1413号「弁明書」により弁明した。

5 審査請求人は、2019年1月26日に「反論書」により反論した。

6 審査庁は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2019年2月26日付け18町総法第135号「審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

2020年12月25日 審議

2021年2月4日 審査請求人による口頭意見陳述

2021年4月12日 審議

2021年5月28日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人は、審査請求書及び反論書において主に次の主張をした。

(1) 審査請求書における主張

別表2のとおり

(2) 反論書における主張

ア 「本件訂正請求箇所別表1のいずれにおいても、発言内容の録音データその他の客観的記録は存在しない。」と主張するが、2018年10月11日付けで提起した審査請求において、請求人の発言内容を示す客観的事実関係を示す記録（写真）の存在をすでに指摘してい

る。

イ 請求人は一貫した主旨の発言をしている。その事実は、市民協働推進課の2017年度要望相談等受付簿の項21枝17に「※〇〇氏の主張は、従前と変わらない。①樹木が不法に道路上に占用していることを認めろ。」と記載されている。さらに、道路管理課の要望対応票17-7997の経過6でも「以前と同様の要望内容。」と記載されており、請求人の一貫した発言主旨の客観的記録は存在している。

ウ 請求人の発言の録音記録も存在している。2017年8月10日に市民協働推進課の職員が請求人と3R推進課、市民協働推進課、道路管理課の3者との話合いの録音記録を行ない、請求人の発言を録音したときと同時に記録した録音記録が存在する。

エ 請求者の発言の録音記録以外に訂正内容のとおり発言したと客観的に示す記録物は存在しないため、この主張は、発言の録音記録がなければ、訂正請求に応じないとの主張であり、請求人の発言主旨と異なる内容や不正確な内容の訂正・利用の中止等を求める権利を保障する本件条例の第1条に反している。

オ 上記アからエより個人情報非訂正決定処分は不当である。なお、処分庁の補足の意見の「本件対象文書はあくまで内部的な記録である」との意見は、本件対象文書は保有個人情報であるため、「市民が自己に関する個人情報の主体である」とする本件条例第1条に反しており認められない。

2 処分庁は、弁明書において主に次の主張をした。

本件対象文書1及び2はいずれも道路機能に関連して審査請求人から申し出のあった要望について、市職員が現地調査等によりその事実の確認を行い、適切な道路機能の維持管理のために対応した記録である。また、本件訂正請求箇所は、要望者である審査請求人とのやり取りの中で、市職員が審査請求人から聞き取った内容を記録した部分である。

審査請求人は、本件条例第22条第1項の規定に基づき本件請求を行っており、同項は「市民は、自己に関する保有個人情報について、事実と誤り又は不正確な内容があると認めるときは、実施機関に対し、その保有する個人情報の訂正を請求することができる。」と規定している。

一般的に、事実に誤り又は不正確な内容があるか否かを判断するためには、正しい事実の内容を証する他の客観的記録が必要であるが、本件訂正請求箇所のいずれにおいても、発言内容の録音データその他の客観的記録は存在しない。

審査請求人が求める訂正の内容のとおり発言をしたと客観的に示す記録物がない中で訂正に応じると、要望者の意のままに記録が訂正されることとなり、適切な道路機能の維持管理を目的とした要望対応の記録を行う意義が損なわれる。

以上のことから、本件処分は妥当である。

なお、本件対象文書1及び2はあくまで内部的な記録であり、その内容について、要望者に確認を求めることは特段行なっていないため、要望者の発言主旨と異なる記録がなされることは少なからず想定される。このため、要望者から発言内容について訂正依頼があった場合、元の記録を書き改めることはできないが、事後的な補足事項として、別途記録を行っている。

第5 審査会の判断

1 本件訂正請求について

(1) 審査請求人が求める訂正

本件対象文書は、審査請求人が本件実施機関に道路管理に関し要望した内容及びその対応を記録した「要望対応票16-1881」（以下、本件対象文書1）及び「要望対応個票17-7997」（以下、本件対象文書2）である。

審査請求人は、本件対象文書1の記載のうち、以下の訂正を求めている。

ア 2016年7月28日に審査請求人からなされた道路管理上の問題に係る要望内容（本件処分1）については、訂正請求内容に係る部分の客観的事実を示す証拠写真が存在するため、当該部分を削除し、その事実に基づく記載および審査請求人の要望の根拠となる法令違反の内容の記載

イ 同月29日の道路管理課による現地調査の際の審査請求人からの説明内容（本件処分2）については、訂正請求内容に係る部分の客観的事

実を示す証拠写真が存在し、該当部分の記載を削除し審査請求人が述べた提案内容の記載

ウ 同年11月24日の道路管理課による対応の記録のうち審査請求人の要望に言及している部分（本件処分3）は、一部を削除し法令違反の指導を求めたことの記載

エ 2017年6月15日の審査請求人と面談した市民協働推進課から道路管理課に伝達された要望内容を記載した部分（本件処分4）は、一部を削除し、法令違反に係る指摘を行っていることの記載

オ 同年9月21日の審査請求人と道路管理課の面談内容の記録の一部（本件処分5）は、審査請求人の要望等に係る発言について、一部を削除し、法令違反に係る指摘を行っていることの記載

また、本件対象文書2の記載のうち、以下の訂正を求めている。

カ 2018年3月15日の審査請求人と道路管理課職員との間の電話内容のうち審査請求人の要望内容を記載した部分（本件処分6）は、請求内容にかかる客観的事実関係を示す証拠写真が存在しており、一部を削除し、それを踏まえた現況として審査請求人が述べた内容の記載

（2）処分庁の判断

本件訂正請求に対して、本件処分1から6についていずれも「市の記録に誤りがあると確認しうる他の客観的記録が存在しないため」との理由で、本件処分庁は訂正をしないとの決定を行った。また、「一般的に、事実の誤り又は不正確な内容があるか否かを判断するためには、正しい事実の内容を証する他の客観的記録が必要であるが、…いずれにおいても、発言内容の録音データその他の客観的記録が存在しない」とし、「客観的記録物がない中で訂正に応じると、要望者の意のままに記録が訂正されることになり、適切な道路機能の維持管理を目的とした要望対応の記録を行う意義が損なわれる」と弁明している。

2 訂正に係る客観的記録の存否について

本件条例第22条第1項は、「自己に関する保有個人情報について事実の誤り又は不正確な内容があると認めるときは、実施機関に対し、保有個人情報の訂正を請求することができる」と定めており、「事実の誤り」ないし「不正確な内容」がある場合に、実施機関に対し訂正を要しない正当

な理由がある場合を除き訂正する義務を課すものである。

本件処分1から6で訂正請求が求められている内容は、審査請求人が要望等として述べた根拠とする事実関係及び経緯、法令違反との指摘、これらを前提として述べた要望内容に係る記載である。いずれも、審査請求人は道路管理課が記載する内容が事実の誤りないし不正確な内容で客観的事実の確認が可能であるとし、2017年8月10日に行われた市民協働推進課、3R推進課、道路管理課と審査請求人による話し合いの録音記録が審査請求人より提出されている。さらに、審査請求人からは、撮影日時をファイルのメタデータで確認できる写真が提出されている。また、当審査会で確認したところ、本件対象文書1には、2017年6月15日の審査請求人の来庁時、同年9月21日の来庁時の話し合いの全部または一部を審査請求人が録音していたとの記載が認められた。

しかしながら、本件対象文書1で認められる録音は、いずれも審査請求人により録音が行われたものであり、本件実施機関が録音等を行っていた事実は認められず、本件処分1から6が行われた時点で客観的な記録を保有していたことを示す事実関係は認められなかった。また、審査請求人により提出された2017年8月10日の録音物は、客観的な記録ではあるが、本件処分1から6に係るいずれの日付のものではないため、訂正請求に係る内容を直接確認できるものではなかった。さらに、提出された写真は現地の状況を示すものではあるものの、訂正請求を求める内容は後述のとおり現状の事実関係ではなく、道路管理課の現地状況に対する判断、審査請求人の説明内容や要望事項に関する記述の仕方であり、写真をもって訂正の判断ができるとは言い難いものであった。そのため、本件処分1から6に係る客観的記録とすることは直ちにできない。

ところで、本件条例第22条第1項は訂正請求に際して客観的記録物を必ずしも求めておらず、保有個人情報の本人が「事実に誤り又は不正確な内容があると認めるとき」に訂正請求ができるとしている。そのため、「客観的記録物がない中で訂正に応じると、要望者の意のままに記録が訂正されることになる」とする本件処分庁の弁明は妥当とは言えない。

また、要望等の内容・対応に関してどのような記録を作成するかは、実施機関の事務事業の遂行上必要かつ十分な範囲で実施機関の認識あるいは理解が記録されるべきものであり、要望者等の求めるとおりに記録す

ることまで要するとも言えない。

したがって、訂正請求があった場合は、客観的記録物がないことをもって請求を退けるべきではない。記録が作成された経緯や要望等の記録に記載されている事実関係、請求者の示す事実関係や理由、資料等を踏まえ、「事実の誤り又は不正確な内容」の記載であるか否かについて判断するべきである。

そこで、次に本件処分1から6に係る訂正の要否について検討する。

3 訂正の要否について

(1) 本件処分1について

訂正請求に係る記述は、審査請求人が道路管理にかかる問題として道路管理課に対応を求めた事項を簡潔にまとめたものである。これに対し審査請求人が求める訂正は、道路管理上の法令等に違反すると指摘したと主張する具体的な状況・認識の追加的記載を求めるものである。

本件処分1に係る要望等が行われた日の記録からは、道路管理課は要望の趣旨を「不明」としつつも、審査請求人が再相談することを告げたため本件対象文書1を作成した経緯が認められた。記録された内容は、審査請求人が道路管理上の問題とする事項を簡潔にまとめたものであり、この点は審査請求人が訂正を求めているため、事実認識に齟齬はないと言える。審査請求人の求める訂正内容は、これに加えて過去の経緯、背景、要望理由、法令違反として指摘した事項を要望事項に加えて記載することを求めるものだが、本件処分1に係る記載は道路管理課が要望対応に必要な限度で記録したもので、「事実の誤り又は不正確な内容」とまでは言えず、審査請求人の求める訂正内容は訂正しないとの判断は妥当である。

なお、実施機関は、要望等として記録する内容を要望者に確認を求めるなどの対応を行っているわけではなく、要望者の発言趣旨と異なる記録がなされることは少なからず想定されるため、訂正依頼に対しては、事後的な補足事項として別途記録しているとも弁明しているところである。本件処分1に係る訂正内容は、これまでの経緯、生じている具体的状況、法令違反等を理由として要望を行ったという、審査請求人としては要望事項と一体となる重要な事実関係と主張しているところであるので、事後的な補足事項として記録し保管するよう対応されたい。

(2) 本件処分2について

訂正請求に係る記録は、道路管理課が現地調査を行った際に審査請求人からき取った審査請求人自身の行為とその理由、審査請求人と道路管理に関して紛争となっている自治会に対し要求したい事項である。これに対し、審査請求人の行った行為に係る理由、道路管理上の問題について対応の要求ではなく現状認識を踏まえた提案であり、記録されているような主張はしておらず、事実の誤り及び不正確な内容であるとして審査請求人は訂正を求めている。

本件処分2に係る記載内容のうち、審査請求人の行った行為については道路管理課と審査請求人の間で相違はなく、現地での口頭でのやり取りで説明された「理由」に相違がある。訂正を求める内容は、審査請求人としての説明として理解できるものの、道路管理課が記載した内容が事実の誤り又は不正確な内容であるとまで裏付けるものとは言い難い。また、道路管理上の問題への対応は、審査請求人は実施することが望ましいことと、それを行わないまでも実施できることの提案を述べたと訂正を求めているが、本件処分2に係る記載は、実施の望ましい事項が自治会への対応要望事項として記載されており、何ら関連のないことが記載されているわけではなく、主訴と道路管理課が解したことを記載したものと認められる。したがって、本件処分2に係る記載内容は、「事実の誤り」又は「不正確な内容」であるとまでは言えず、訂正しないとの判断は妥当である。

なお、前記(1)と同様に、本件処分2に係る訂正内容は、経緯や要望・提案としてその趣旨を審査請求人としてその意図も含めて記載することを主張しているため、記録されるべきという訂正請求が出されている以上、事後的な補足事項として記録し保管するよう対応されたい。

(3) 本件処分3について

訂正請求に係る記録は、道路管理課が自治会関係者を訪問した際の記録のうち、訪問する理由となる審査請求人の要望事項を記録した部分である。道路管理課の記載は自治会に対応を求めたい事項を記録しているが、審査請求人は法令違反への指導を求めたことからその旨への訂正を求めている。

本件処分3に係る記載内容は、道路管理上の問題として審査請求人が対応を求めた内容を記載しているところ、これを「法令違反」と記載する訂正を求めるものである、道路管理課が記載している内容は、本件処分1で審査請求人が訂正を求めた内容に含まれる事項である。したがって、本件処分3に記載されている内容は、審査請求人が本件処分1で訂正を求めた内容と合致しているため、「事実の誤り」又は「不正確な内容」であるとは言えず、訂正しないとの判断は妥当である。

なお、前記(1)と同様に、本件処分3に係る訂正内容は、審査請求人としては道路管理上の問題を法令違反と指摘したという主張で記録されるべきという訂正請求が出されている以上、事後的な補足事項として記録し保管するよう対応されたい。

(4) 本件処分4について

訂正請求に係る記録は、審査請求人が市民協働推進課に来庁した際に、道路管理課からの説明を求めたことを示す内容であるが、道路管理課に法令違反の認識があるかの確認を求めたとして訂正を求めている。

本件処分4に係る記載内容は、道路管理課において対応を要すると解したことを記録したものであるが、審査請求人は道路管理課の同席を求めた趣旨は異なると主張している。この道路管理課の対応内容とは、自治会との道路管理上の問題に関するものであることは本件対象文書1全体の記録内容から明らかで、この説明を求められたと道路管理課が解して記録したことは、「事実の誤り」又は「不正確な内容」であるとまでは言えず、訂正しないとの判断は妥当である。

なお、前記(1)と同様に、本件処分4に係る訂正内容は、審査請求人としては道路管理上の問題について法令違反の認識があるかの確認を求めたという主張であり、記録されるべきという訂正請求が出されている以上、事後的な補足事項として記録し保管するよう対応されたい。

(5) 本件処分5について

訂正請求に係る記録は、本件処分4にかかる審査請求人の来庁時の道路管理課の説明について確認を求める内容に対し、道路管理課に法令違反の認識があるかの確認を再度求めたとして訂正を求めている。

本件処分5に係る記載内容は、本件処分4にかかる来庁時の道路管理課の発言の確認を求めている点では訂正を求める内容との齟齬はない。審査請求人が求める訂正は、確認したい事項として主張したことについて、具体的に記述を求めるものであり、「事実の誤り」又は「不正確な内容」であるとは言えない。したがって、訂正しないとの判断は妥当である。

なお、前記(1)と同様に、本件処分5に係る訂正内容は、審査請求人としては道路管理上の問題について法令違反の認識があるかの確認を求めたという主張であり、記録されるべきという訂正請求が出されている以上、事後的な補足事項として記録し保管するよう対応されたい。

(6) 本件処分6について

訂正請求に係る記録は、道路管理課への審査請求人からの電話の内容を記録したもので、自治会が対応しないため市として代わりに対応することを求めた内容であるのに対し、現地の具体的な状況や市として対応するべき理由について記載する訂正を求めている。

本件処分6に係る記載内容は電話での対応記録であり、自治会の管理上の問題に対応しないこと及び、それについて市として代わりに対応を求めた審査請求人の主訴は簡潔にはあるが記録されており、この点について審査請求人が訂正を求める内容との齟齬は見られない。審査請求人としては具体的に説明した状況や理由を記載することを求めているものであるが、本件処分6は道路管理課が要望対応に必要な限度で記録したもので、「事実の誤り又は不正確な内容」とまでは言えず、審査請求人の求める訂正をしないとの判断は妥当である。

なお、前記(1)と同様に、本件処分6に係る訂正内容は、審査請求人としては現状や対応を求める理由などを具体的に記録することを求めているのであり、記録されるべきという訂正請求が出されている以上、事後的な補足事項として記録し保管するよう対応されたい。

4 結論

以上のことから、本件処分1から6に係る記載内容は審査請求人の保有個人情報であり、訂正請求の対象ではあるが、訂正請求を行わないとした本件処分庁の判断は妥当である。

なお、本件処分 1 から 6 に関する判断部分で述べた通り、実施機関は、要望等として記録する内容を要望者に確認を求めるなどの対応を行っているわけではなく、要望者の発言趣旨と異なる記録がなされることは少なからず想定されるため、訂正依頼に対しては、事後的な補足事項として別途記録しているとも弁明しているところである。審査請求人は、要望にかかる実施機関とのやり取りに際して自ら述べたと主張する経緯や事実関係、審査請求人としての判断に係る内容の記載を求めており、これらは審査請求人としては記載されるべき事項としているところであるので、事後的な補足事項として記録にとどめて保管するよう対応されたい。

【別表 1】訂正請求箇所

	訂正箇所	訂正内容
18町道管 第964号	要望対応票 16-1 881 要望内容	公園の東側に目隠しで植えられたカイヅカイブキは、敷地内の枝を打ち払い、道路に越境させて、長年法令に違反して管理されている。その上、他に保管余地があるにもかかわらず越境した生垣の中にちり取りを放り込んで保管しており、法令違反は悪質。敷地内に溝をほって、公園西側から道路に雨水とともに浸食した土砂が流出するようにすることでむやみに道路を汚して法令違反をしていると通報
18町道管 第965号	要望対応票 16-1 881 経過 1、6 行目	構造だった。雨が降ればむやみに道路を汚すことになるため埋めた。雨で土砂が浸食しないように南側公園のように芝を張るなどするのが望ましいが、田んぼの畔のように雑草の根を残して刈るだけでもいいのではないかと提案した
18町道管 第966号	要望対応票 16-1 881 経過 2、1 行目	数度来庁し、法令違反に対して指導してほしい

18町道管 第967号	要望対応票16-1 881 経過4、1行目	来庁。管理課として〇〇〇〇自治会の法令違反と認識しているのかについて確認を求めた。
18町道管 第968号	要望対応票16-1 881 経過6、2行目	・・・しつこい、法令違反行為を繰り返しており極めて悪質である。また、6月の大坪担当課長の発言について、〇〇〇〇自治会の管理行為を法令違反と認めているのかどうかの回答を求めた。
18町道管 第969号	要望対応票17-7 997 経過2、3行目	・・・電話（徳橋）。市にむやみに道路を汚したり道路に越境させた生垣の中にちり取りを保管する等、〇〇〇〇自治会の法令違反を繰り返し指摘し指導を要望しても強く指導しないために、〇〇〇〇自治会は対応しないというより、むしろ土を掘り返し水路を拡大していっそう土砂の浸食と流出をしやすくして雨が降れば今回のように以前にも増してむやみに道路を汚すことの繰り返しになっているのだから、また法令上道路は市の管理下にあるのだから、可能なら市で清掃して欲しい。

【別表2】審査請求書における主張

	審査請求理由
18町道管 第964号	(1) 請求内容に係る部分の客観的事実関係を示す証拠写真が存在するため(2018年8月15日付18町環推第352号)
18町道管 第965号	(1) 請求内容に係る部分の客観的事実関係を示す証拠写真が存在するため(2018年8月15日付18町環推第352号) (2) 請求内容に係る部分は客観的事実関係に従った主張であり、「腹が立ったので埋めたとの事。公園のように芝を張るなどさせたいとの事。」との主張はしていないので、事実と誤りがあり、不正確な内容なため (3) 市の記録が正しいと確認しうる他の客観的記録が存在しないため
18町道管	(1) 請求内容に係る部分は数度来庁し、一貫して繰り返し求めている

第966号	<p>主張であり、市の記録のように「カイツカイクキの剪定をしてほしい」との記録では、事実には誤りがあり、不正確な内容のため</p> <p>(2) 請求内容に係る部分は2017年6月15日(2018年8月14日付18町環推第704号の個人情報記録1の要望対応票16-1881の経過4)にも、強く一貫して繰り返し求めていたことを示す客観的事実関係を示す記録が存在するため</p> <p>(3) 市の記録が正しいと確認しうる他の客観的記録が存在しないため</p>
18町道管第967号	<p>(1) 請求内容に係る部分は「管理課の対応内容についての説明を求めた」との記録では、事実には誤りがあり、不正確な内容のため</p> <p>(2) 請求内容に係る部分は、例えば「市民と警察官が赤信号を無視した車を見たとき、市民が警察官に「信号無視した車は悪いですね、違反を犯していますね」と確認を求めたところ、警察官が「問題ない」と言っているのと同じようなもの」を引用して強く一貫して繰り返し求めているため</p> <p>(3) 請求内容が正しいと確認しうる他の客観的記録が存在するため</p>
18町道管第968号	<p>(1) 請求内容に係る部分は「しつこい、との事。6月の大坪担当課長の発言について本人に確認したいという。」との記録では、不正確な内容のため</p> <p>(2) 請求内容に係る部分は、強く一貫して繰り返し求めていることを示す客観的記録が存在しているため</p> <p>(3) 同時に記録されたしつこい行為(ちりとりの道路側への越境保管等に訂正済み)の記録が不正確であり、市の記録が正確であると確認しうる他の客観的記録が存在しないため</p>
18町道管第969号	<p>(1) 請求内容に係る部分の客観的事実関係を示す証拠写真が存在するため(2018年8月14日付18町道管第704号の個人情報記録2の要望対応票17-7997の写真、2018年8月15日付18町環推第352号の写真)</p> <p>(2) 請求内容に係る部分の市の記録「自治会に要望しても対応しないため、」は請求者が自治会に要望したことなどなく、まったく事実関係に誤りがあり、請求者の趣旨が記録されておらず不正確なため</p> <p>(3) 市の記録が正しい(請求者が自治会に要望したとする)とする客</p>

	観的事実が存在しないため (4) 個人情報保護条例の訂正請求の法令主旨を無視した処分のため
--	--